

情報ひろば



家族介護用品購入の助成

【対】介護保険の要介護認定で要介護4または5と認定された人を在宅介護している家族 **【案】** 介護されている人が市民税非課税世帯に属し、かつ介護している家族が同居し、市民税非課税世帯であること



と **【容】**▽対象品
目：紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート、消臭剤

▽助成方法：期ごとに対象者の確認を行い、その期間分のクーポン券を交付

- 第1期** 4月1日～7月31日
- 第2期** 8月1日～11月30日
- 第3期** 12月1日～3月31日

額年間1人あたり7万5千円まで（1期あたり2万5千円分のクーポン券） **【問】** 市役所南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453 / 各総合支所市民福祉課（14ページ参照）



お知らせ

因幡霊場の利用料金改定

因幡霊場の利用料金が、4月1日から次のとおり改定されます。

区分	人体			鳥取市・岩美町・若桜町・八頭町の人の利用
	大人	小人	死胎	
人体	2万5000円	1万6000円	1万6000円	
人体の一部など	1万8900円	1万6000円	1万6000円	
畜類	1万8900円			

【問】 東部広域事務局生活環境課 ☎(0857)26-0532

軽自動車税などについて

①軽自動車の廃車・名義変更の届出 4月1日（水）までに届出がない場合は、平成21年度分の軽自動車税がかかります。

【届出場所】▽125cc以下の原動機付自転車・農耕車など：市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民福祉課（14ページ参照）▽軽自動車・250cc以下の2輪車：軽自動車協会（安長）☎(0857)

28-7021 △250ccを超える2輪車：鳥取運輸支局（丸山町）☎(0857)22-4154

②農耕車の届出 人が乗車できる農耕車（トラクター・コンバイン・田植機・テラーなど）は、公道を走行しなくても届出およびナンバープレートを取り付ける必要があります。ナンバープレートを取得していない場合は、届出をしてナンバードプレートを取得していただくようお願いいたします。

【届出場所】 市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民福祉課（14ページ参照）

③軽自動車税の納付書の発送 ▽納付発送：5月中旬 ▽納期限：6月1日（月）

【問】 市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民福祉課（14ページ参照）

防鳥ネット配布

各自治会に対し、ごみステーションの管理用として1町内会1枚の防鳥ネットをお配りしていますが、カラスなどによるごみの散乱に困っている自治会に追加配布します。数に限りがありますので、お早めにお申し出ください。

【問】 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3217

自治会への助成事業

【麒麟獅子舞の備品・衣装】



因幡地方独特の麒麟獅子舞の伝承と活動の促進を図るため、獅子舞の備品および衣装を新調しました。

（荒御崎神社麒麟獅子舞保存会、北野神社獅子舞保存会、吉方温泉四丁目獅子舞保存会、福井地区麒麟獅子舞保存会）

【問】 市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎(0857)20-3226

【軽可搬消防ポンプなど】

2月1日（日）、女性消防隊の育成強化を図るため、佐治町葛谷婦人消防隊（中谷ゆき子隊長）へ、（財）日本消防協会から助成された軽可搬消防ポンプなどが引き渡されました。引き渡し式では、葛谷婦人消防隊のみなさんが防火への決意を新たに放水訓練を行いました。



【問】 市役所本庁舎危機管理課 ☎(0857)20-3127



祝日のごみ収集（鳥取地域）

3月の収集計画 ※以下の祝日のごみ収集日にあたる地区のみ。

	3月20日(金) 春分の日	乾電池・蛍光管の収集 — 4月の第1週 —
可燃ごみ	収集します	他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、4月1日(水)～7日(火)の小型破碎ごみの収集日にごみステーションに出してください。蛍光管は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。
古紙類	収集します	
ペットボトル	18日(水)に 振り替え	
プラスチック	収集しません	
食品トレー 資源ごみ 小型破碎ごみ	収集しません	

※朝8時までには必ずごみを出してください。新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3217

保険証の有効期限



国民健康保険の保険証の更新にともなう新しい保険証は、3月15日ごろから簡易書留郵便で送付する予定です。配達時に不在の場合は、3月31日まで郵便局で保管されますので、郵便局まで受け取りに行くか、時間帯指定再配達などをご利用ください（保管期間経過後は保険年金課でお預かりしています）。現在使用していただいている保険証は有効期限が平成21年3月31日になっていますので、期限終了後は破棄してください。

今回送付する保険証の有効期限は、**平成22年9月30日**となっています。これは平成22年10月から保険証を個人単位のカード式のものに変更予定のためです。なお、有効期限内に75歳になり、長寿（後期高齢者）医療制度に移行する人は誕生日の前日となっています。

※保険料を完納されていない人は、市役所駅南庁舎保険年金課または、各総合支所市民福祉課の窓口での更新となります。

※国保以外の健康保険に加入された人は、新しい保険証（扶養者分を含む）と国民健康保険証を持参のうえ、下記問い合わせ先で喪失届けをしてください。

70～74歳の人の自己負担を1割に据え置き

国民健康保険制度改正により、4月から70～74歳の人は自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、平成22年3月までの1年間は、1割に据え置かれます。また、70～74歳の人（一般）の医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、平成22年3月まで据え置かれます。新たな高齢受給者証は3月下旬にお届けする予定です。

※対象外の人

- ・一定以上所得のある人で、すでに3割負担をいただいている人
- ・一定の障害がある人で、長寿（後期高齢者）医療制度に加入される人

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 / 各総合支所市民福祉課（14ページ参照）

凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給・助成額など
受=受付 条=条件 持=持参するもの
問=問い合わせ先

水道局からのお知らせ

転入・転出時には水道局へ届出を！

次の場合、お早めに水道局へご連絡ください。

- ▷家の新築・転居などで新たに水道を使用するとき
- ▷転居のため、水道の使用をやめるとき
- ▷家の改築や長い間留守にするなど、当分の間水道を使用しないとき
- ▷使用者の名義を変更するとき

※届出の際には、使用水量のお知らせや領収書などに記載されている、次の番号をお知らせください。

鳥取・国府地域の給水区域の人	「水栓番号」 7ケタの数字
河原・青谷地域の給水区域の人	「お客様番号」 8ケタの数字

問い合わせ先 ▷鳥取・国府地域の給水区域/水道局営業課 ☎(0857)53-7922 ▷河原地域給水区域/水道局河原営業所 ☎(0858)76-3118 ▷青谷地域給水区域/水道局青谷営業所 ☎(0857)85-2526

退職したら国民年金の加入届出を



20～60歳の人で、会社を退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなった人、また、その人に扶養されていた配偶者（3号被保険者）は、国民年金の加入届が必要です。年金手帳と退職した日付のわかる証明書を持参して、国民年金の窓口へ届けてください。

退職して収入がなくなった人は、保険料の免除が受けられる場合もありますので、お問い合わせください。

～口座振替で納付～

金融機関やコンビニなどに出向かなくても自動的に口座から支払いができるので便利です。

納期限より1カ月早く振替される当月末振替では、月額50円割引になります（早割）。

～インターネットで納付～

パソコンや携帯電話を利用して、インターネットで納めることができます。金融機関とのインターネットバンキングの契約が必要です。ご利用の金融機関へお問い合わせください。

～クレジットカードで納付～

納付書（現金）による前納と同様に「1年前納・6カ月前納」が利用できます。ただし、口座振替の「早割」はありませんのでご注意ください。希望される場合は、社会保険事務所へ申し込みください。

問い合わせ先

鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484